

令和2年第6回市民福祉委員会会議録

令和2年9月3日

恵那市議会 議場

開 会： 午後1時28分

委 員 長 柘植 孝彦

副委員長 西尾 努

2番委員 近藤 純二、3番委員 安藤 直実、4番委員 堀 誠

委員長 ; 皆さんこんにちは。ただいまから、令和2年第6回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆様こんにちは。本日は第6回となりました市民福祉委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

幾つか御報告を申し上げようと思っています。

まず一つ目は県のコロナ対策会議の件でございます。9月1日、今週の火曜日でした、幾つか御報告がありました。

一つは、既に新聞にも出ましたが8月の第2波の非常事態宣言につきましては、これは解除するということでしたし、二つ目は、次の波に備えた対策をとりたいということでした。一番大切なのは、今回コロナハラスメントに関して、これの対策をちゃんとしてほしいということでした、とりわけ市町村に対しても、そういった要請がございました。

これを受けまして、ぜひ市民の皆様そして議会の皆様にも御協力をお願いしたいなということを考えております。よろしくお願いいたします。

それからもう一つ、御報告でございますが、8月の専決予算の中で、商品券の追加の発行をさせていただきました。3万シート、おおよそ販売価格で3億円、利用できる金額としましては3億9,000万円ということですが、このうちの3万シートの中の予約は、3億89万円ということになりまして、ほぼ3億円で収まったということでございます。89万円ほど足は出ましたが、これは事務費等を、予算の中で工夫

させていただくということでございまして、このまま進めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日、市民福祉委員会、幾つかの案件ございますので、ぜひ活発な御意見を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ありがとうございます。続きまして後藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんこんにちは。今日は第6回の市民福祉委員会、大変御苦労さんでございます。午前中に総務文教委員会あったわけですが、当委員会に付託をされた7件の審議がございます。質問に対しては的確な答弁をいただきますようお願いをしておきます。

それでは慎重なる御審議をひとつよろしくお願いします。以上でございます。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、口元にあることを確認してからマイクに向かって発言するようお願いいたします。

なお、職員の方は答弁の際には、着座にてお願いをいたします。

委員長 ; はじめに、「議第69号 恵那市基金条例の一部改正について（所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。はい、3番委員。

3番委員 ; お願いします。恵那市高額療養費貸与基金を廃止することです。

説明のときに受けておりますことは、平成24年にもうこの制度が不要になったということでありました。現在令和2年度なんですよね。

平成24年からしばらく、8年ほど経っておりますけど、今、改正するというふうになった理由をまずお聞かせください。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; よろしくお願いいたします。この恵那市高額療養費貸与基金につきましては、平成16年から平成23年の7年間で、貸付けにつきまして129件、約2,100万円の貸付けがございました。

その後、今、委員御指摘のとおり平成 23 年以降、限度額認定証が普及したということで、貸付けが令和 2 年度まで 10 年間ございました。

その間、この基金の在り方につきまして検討いたしておりました。

また、他市の動向を見たなかで、県内の 21 市中、16 市、約 8 割の市におきまして廃止を既にしておる、または廃止を検討しておるというような状況、また、この基金につきましても、一般財源としての活用ということも見込んだ中で、今回、条例を廃止しまして、基金を財源としての活用を行うということで、上程させていただきました。以上です。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい、既に制度改正して、この基金が不要になっている期間がすごく長くて、もう少し早く改正して、今回、一般会計へ繰り入れるということですので、次の利便性に合った、市民サービスの向上に早く使うべきというか、適切なものがあれば使うべきだったかなと思います。

これ意見ですけども、もう 1 点質問です。施行日が令和 3 年 4 月 1 日というふうになっていますが、改正したら、すぐにでも一般会計に入れればいいのかというふうに思ったんですけど、4 月 1 日にしなきゃいけなかった何か理由があるのか教えてください。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。施行日の 4 月 1 日ということですが、財源の確保、財源の活用ということも考慮したということで、翌年度以降の財源としての活用として、4 月 1 日というのは、施行日にさせていただきました。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 財源をどういうふう to 活用するかということです。一つ提案ですけど、やっぱり今、コロナでとても皆さんの生活困っていますし、特に国保ということで、医療の關係に何か使えるような、そういった支援を考えていただきたいなというふうに思いますが、その辺の細かいことは、今後考えるということでしょうか。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。財源としまして一般財源ということですので、活用につきましては、財政局等の判断にもよりますが、そういった所とまた連携調整していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長 ; ほかにありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 9 号 恵那市基金条例の一部改正について(所管部分)」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 6 9 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 8 6 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算(第 7 号)(歳入歳出所管部分)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; はい。補正予算資料の 18 ページです。

児童家庭支援事業費安心子育てのところで、598 万 4,000 円の増で、事業内容のところを見ますと、母子生活支援施設への委託料の増ということで 353 万 1,000 円、これですが増になる理由を教えてください。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。母子生活支援施設委託料の増のことです。本年度 4 月に、新たに母子生活支援施設に一組の母子世帯が入所いたしましたことに伴いまして、こちらの費用負担が増えたということが要因でございます。以上です。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 少し状況を詳しくお聞かせをいただきたいなと思います。

母子生活支援施設に入所するようになったプロセスっていうか、個人情報のことを置いて、どういう状況なので入ったということを教えてもらえますか。

委員長 ; はい、子育て支援課長。

子育て支援課長 ; 詳しくは申し上げられない部分がございますけれども、こちらにつきましては、いわゆる虐待といいますか、そういった事情によりまして、施設を利用する必要がございましたものですから、入所されたということでございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 86 号 令和 2 年度恵那市一般会計補正予算（第 7 号）（歳入歳出所管部分）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 86 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 87 号 令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; はい。1 点お願いします。23 ページ、国民健康保険基金の補正額 5,425 万 5,000 円ですが、これ補正した後の国保の基金額が、8 億 9,500 万円ぐらいになるかと思えます。

恵那市の国保の基金は、県の広域化以降も、基金の額が高めだという話でございました。この基金を、今すぐということはちょっと、何するかということは難しいかもしれませんが、国保運営協議会だとか、内部の中で議論されてるようなことがあれば教えてください。使い道についてです。

委員長 ; はい、保険年金課長。

保険年金課長 ; 今、委員御指摘のとおり基金積立てまして、約 9 億円に迫る基金残高がございます。

この基金の活用につきましても、今までですと保険料納付の抑制というような形がございましたが、幅広く保健事業等も検討するわけですが、現在、県の動向といたしまして、平成 30 年に県単一化ということで、県が事務を行っております。その中で、保険料の率も、県統一の保険料率というものを、令和 6 年から検討に入るということで、令和 5 年度までにつきましては、国の交付金、また県の基金等を入れながら、激変緩和の措置がとられる状況です。

そういった状況も踏まえまして、今後の保険料の水準を県に当てはめる。また、そういった幅広い活用というのを、今後考えていきたいと思っております。

恵那市の保険料率につきましては、県内でも安いほうにあります。

その中で、令和 6 年度以降の県統一保険料率の検討が始まる中で、そういった動

向を見ながら、基金の活用も今後考えていきたいと思っております。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 87 号 令和 2 年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 87 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 88 号 令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。 3 番委員。

3 番委員 ; はい、1 点お願いします。

賦課徴収費ということで、55 万 8,000 円、これは、高齢者の新型コロナウイルス感染防止を目的としたキャッシュレス決済を推進するということで、コンビニで保険料納付できる、というふうにするシステム改修、これ有り難いことだと思います。ただ、どれぐらいの人が、これをやった時点で、コンビニ対応をできるようになるのかとか、その辺のこと難しいかもしれませんね、分かれば教えてください。介護保険はもうそもそも、ほとんど天引きにするというふうでしたので、そうじゃない人が対象ということは分かるんですけど、どれぐらいの対象者がいるのか教えてください。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。介護保険の被保険者数というのは、1 万 7,140 人、これ 7 月 1 日現在ですが、おみえになられます。委員おっしゃられたとおり、ほとんどは年金の天引きでございます。そのうち、普通徴収をされてみえる方につきましては、567 人でございます。これ 4 月 1 日の数字でございます。

普通徴収の中でも、口座振替をされてみえる方がお見えになられますので、納付書でお支払いになられる方は、345 人というところでの数字を持っております。

ただし、介護保険につきましては 65 歳に到達した年というのは、年金天引きがまだすぐにはできませんので、その年につきましては基本的には納付書で納めていただく。または、口座振替にさせていただくという手続をとっております。

年間、65 歳に到達される方、本年度につきましては 730 人ほどお見えになられますので、納付書で納められる方というのは 345 人と、730 人の方の一部になるのかなというふうに把握しております。以上でございます。

委員長 ; はい、3 番委員。

3 番委員 ; 財源も予算説明書には書いてあって、大変分かりやすいので、ありがたいんですけど。一般会計の繰入金を充てるということですが、これは例えば、一般会計じゃなくて、コロナの今、交付金が出ていたりするんですけど、その辺の財源にできなかった、何か理由があるのか教えてください。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; はい。財源につきましてはコロナの交付金でも、対応は可能であろうかとは考えておりますが、コロナの交付金につきましては、それ以外にも活用の部分がありましたので、こちらにつきましては、今のところ一般財源での対応というふうにお聞きしております。

今後の検討は可能かと思っておりますので、引き続き検討させていただくことになるかと思っております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。はい、4 番委員。

4 番委員 ; 1 点お聞きしますけども、今の納付書で 567 人の人が納付してるというんですけども、基本的に 65 歳以上は年金から引かれるんですけど、その年金そのものを掛けていなくて、年金受給者の中でも貰わない方がいると思うんですけども、それはどのぐらいの割合ですか。

委員長 ; 高齢福祉課長。

医療福祉部次長兼

高齢福祉課長 ; 原則年金からの天引きというふうに先ほどお答えしまして、年金額が 18 万円以下の方につきましては、普通徴収での徴収となっております。

申し訳ございません、年金 18 万円以下で普通徴収になってみえる方の内訳、その数字はちょっとわからないですが、そこも含めまして先ほど、普通徴収の 567 人という方がお見えになられますので、65 歳の到達の方、そして年金額が少ない方、そして、転入された方も、この普通徴収の該当者ということで、対応しております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 88 号 令和 2 年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)」は、
原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 88 号」は、原案のとおり可決すべきものと
決しました。

委員長 ; 次に、「議第 91 号 令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1
号)」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; はい、先ほど介護保険のほうでも聞きましたけども、今回は、後期高齢者医療保
険ということですが、これも具体的にどれぐらいの対象者がおみえになるのか、
その人たちの利便性向上すると思いますが、教えてください。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; はい。後期高齢者医療保険ですが、後期高齢者医療保険には 75 歳以上の方と、
65 歳以上の一定の障がいを持たれた方で、希望される方が被保険者になること
ができます。

7 月 1 日現在で、被保険者数は 9,257 名で、そのうち年金天引きによらない普通
徴収の方が 571 人、全体の 6.2%の方が普通徴収です。

また、その中で普通徴収の方は口座、または納付書での支払いになりますが、納
付書での対象者につきましては 202 人ということで、全体 9,257 人のうち 2.2%
の方が納付書での支払いとなっております。以上です。

委員長 ; 他にありませんか。はい、3 番委員。

3 番委員 ; 先ほど、介護保険のほうでは、システム改修 55 万 8,000 円で、今回、後期高齢
者医療のほうは 30 万 5,000 円ということで、ちょっと少し教えてもらいたいこ
とは、同じシステム改修で、こんだけ、55 万円と 30 万円ですから、25 万円ぐら
い違うということですが、どういった意味で、これ、違いがあるのか。ただ、単

純にソフトを変えるだけということではなく、何か基本的なものがあって、違いがあるのか教えてください。

委員長 ; 保険年金課長。

保険年金課長 ; こちらの委託につきましては、岐阜県市町村行政情報センターのほうに委託業務を発注する予定で、見積書のほうも徴収しております。

その中で、情報センターの開発料ということで差がございますが、この事につきましては、被保険者数、また、普通徴収者の数といった、数的なものかと思えます。

また、事前の読み取りテスト用の用紙代というようなところでも、被保険者数によつての差があるかと思えます。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 9 1 号 令和 2 年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第 9 1 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 9 2 号 令和 2 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員 ; はい。30 ページのその他特別損失ということで 490 万円、これは、コロナウイルスの対応している従事者の方への慰労金です。98 名ということでした。実際には職員さんは、多分 65 名ぐらいだったと思いますが、それ以外の職員以外の方も、対象になるかということかなと考えておりましたけど、具体的にどういった方が慰労金の対応になるかですね、例えば、窓口事務の方、あと臨時の方とか、そういうことですかね。

委員長 ; はい、上矢作病院事務長。

上矢作病院事務長；はい、お尋ねの対象者の人数というようなことだと思います。お答えします。

まず、この慰労金については、幅広く患者と接する医療従事者や職員に対する慰労金という事業で、医療機関が取りまとめて、代理で申請するということになっておりますが、人数といたしましては、正規の職員が 63 名、会計年度任用職員の方が 18 名、あと、受付とか会計とかやっただいている医事業務の委託会社の職員が 6 名、あと、給食の業務の委託会社の方が 9 名で、あと、患者の送迎バスを運行していただいている職員、委託している職員が 2 名ということで合計で、98 名ということになっております。以上です。

委員長；ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 9 2 号 令和 2 年度恵那市病院事業会計補正予算（第 1 号）」、は原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長；全会一致であります。よって、「議第 9 2 号」は原案のとおり可決すべきものと決しました。

委員長；次に、「議第 9 3 号 令和 2 年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。3 番委員。

3 番委員；先ほどと同じですけど、慰労金の対象者。国保だけですと 24 人ぐらいかなと思います。あの、倍近いという方がいらっしゃいますけど、具体的に、どういった方なのかを教えてください。

委員長；地域医療課長。

地域医療課長；はい。国保診療所のほうですけれども、こちらは三郷診療所、飯地診療所、岩村診療所、上矢作歯科診療所が対象となっております。

先ほど、上矢作病院事務長が申し上げましたとおり、広く、医師、医事業務に関わる人たちということで、医師、看護師などのほか、受付の窓口、清掃業務の委託業者、検査技師、歯科医師などが対象となっております。

三郷診療所は3名、飯地診療所は3名、岩村診療所につきましては32名、上矢作
歯科診療所は5名が対象になっております。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第93号 令和2年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1
号）」は、原案のとおり可決すべきものに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって、「議第93号」は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一
任いただくことに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもちまして、令和2年第6回市民福祉委員会を閉会いたします。
御苦労さまでございました。

午後1時58分閉会

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 柘植孝彦